★保険課25-1116



国民健康保険被保険者証(保険証)を特定記録郵便で郵送します

現在の保険証の有効期限は7月31日となってい ます。8月から使用する新しい保険証は7月中旬に 郵送します。

なお、郵送の際は、配達状況が記録され、ご自宅 の郵便受けに配達される「特定記録郵便」で送付し ます。

新しい保険証(青色)が届いたら記載内容を確認 し、現在お使いの古い保険証(ピンク色)は、8月 1日以降にご自身で捨ててください。

保険証には個人情報が記載されていますので、捨 てるときにははさみで切るなどして、内容が読み取 られないようご注意ください。

▶70~74歳の方は高齢受給者証も1枚で

国民健康保険に加入している70歳から74歳まで の方には、保険証と高齢受給者証が1枚のカードと なった「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」(以 下『保険証兼高齢受給者証』という)を交付してい ます。

対象者には7月中旬に新しい保険証兼高齢受給者 証を郵送します。8月以降に70歳を迎える方は、 誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から保 険証兼高齢受給者証が使用できるため、誕生月の月 末(1日が誕生日の方は前月末)に発送します。

また、医療費の負担割合が所得等の状況に応じて、 「2割」または「3割」となります。保険証兼高齢 受給者証に記載の負担割合をご確認ください。

▶保険証に枝番が記載されます

10月までに医療機関等におけるオンライン資格 確認の本格運用が開始される予定です。それに伴 い、保険証の記号・番号を個人単位化する必要があ るため、保険証の記号・番号に2桁の枝番を記載し ています。

▼新しい保険証 (イメージ)



●保険証に関するお問い合わせは、保険課(市役所 1階)へ



給与等の支払いを受けている方が新型コロナウイルスに 感染した場合等に傷病手当金を支給します

本庄市国民健康保険の加入者で給与等の支払いを 受けている方が、新型コロナウイルス感染症に感染 した場合または発熱などで感染が疑われ、勤務する ことができなかった場合、傷病手当金を支給してい ます。

このたび、適用期間が次のとおり延長となりまし た。

●適用期間

令和2年1月1日から令和3年9月30日までの 間で療養のため勤務することができない期間(入 院が継続する場合等は最長1年6か月まで)

●支給日数

適用期間のうち、勤務を予定していた日数(最初

の3日間を除く)

●支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就 労日数×3分の2×支給日数

申請方法

申請書(中で配付)及び必要書類を郵送 ※支給の対象条件や必要書類について、詳しくは
■ または保険課へご確認ください。

●郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所保険課



国民健康保険限度額適用認定証の更新をお忘れなく

現在の「国民健康保険限度額適用認定証(または限 度額適用・標準負担額減額認定証)」(以下、『認定 証」という)の有効期限は、7月31日です。

8月以降も引き続き入院治療や高額な外来診療を 受ける場合は、更新の手続きをお願いします。

●更新期間 7月14日(水)~8月31日(火)

●受付窓口

保険課(市役所1階)、支所市民福祉課(アスピ アこだま1階)

●用意

国保の保険証、印鑑(朱肉を使うもの)、マイナ ンバーのわかるもの

※国民健康保険税に滞納があると、認定証の交付を 受けられません。

※転入や未申告等で所得が不明な場合、上位所得者 の区分となります。

国民健康保険限度額適用認定証とは

国民健康保険の加入者が1か月に1つの医療機関 で高額な治療を受ける場合、窓口に提示すると、支 払いが自己負担限度額までになるものです。なお、 差額ベッド代などの保険が適用されないものや入院 中の食事代は、別に支払いが必要です。

更新期間後も随時申請できますが、認定証は、申 請した月の初日から有効となります。月をさかのぼ った発行はできませんのでご注意ください。

70~74歳の方へ

次の①②のいずれかに該当する方は、医療機関で の支払いを限度額までとするためには、認定証の更 新または申請が必要です。

①住民税非課税世帯の方

②住民税課税世帯で課税所得が145万円以上690万 円未満の方

※①②に該当しない方は「国民健康保険被保険者証 兼高齢受給者証」が認定証の代わりになるため、申 請は不要です。

※認定証を医療機関に提示しなかった場合、自己負 担額を超えた支払い分は、後から高額療養費の支給 対象となります。

7月は窓口が大変混み合います。早急に使用する 予定がない方は8月以降に申請してください。7月 に申請する際は、比較的空いている午後2時以降の 来庁にご協力ください。



新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等の国民健康保険税の減免について

●対象世帯・減免割合

①新型コロナウイルス感染症により、世帯主が死亡 し、または重篤な傷病を負った世帯

→全額

②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主 の事業収入等(事業・不動産・山林・給与収入)の 減少が見込まれる世帯

→一部を減額

該当となる世帯の要件は、世帯主が次の条件にす べて当てはまる場合です。

- (1)事業収入等の年間で見込まれる収入額から補填 される保険金などを控除した額が前年に比べて 30%以上減少する見込みであること
- (2)前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

(3)収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の 所得の合計額が400万円以下であること

■減免対象期間

令和3年4月1日~令和4年3月31日

申請方法

申請書(呼で配付)及び必要書類を7月26日例 までに郵送(必着)

※申請期限を過ぎても受付しますが、第2期以降か らの減免となります。

※申請書及び必要書類について、詳しくは**m**または 保険課へご確認ください。

●郵送先

〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市役所保険課